

教政第916号
令和3年（2021年）11月1日

公益財団法人島田美術館
理事長 松下純一郎 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和3年（2021年）11月1日から令和8年（2026年）10月31日
日まで